

入札告示

札幌市告示第 1758 号

下記のとおり、一般競争入札を行うので、札幌市契約規則（平成 4 年規則第 9 号）第 4 条の規定に基づいて告示します。

令和 6 年 4 月 19 日

札幌市長 秋元 克広



記

1 契約担当部局

〒060-8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市都市局建築指導部管理課事務係（電話 011-211-2859、FAX 011-211-2823）

2 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 令和 6 年度建築物石綿含有建材調査者派遣等業務
- (2) 調達案件の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 契約締結日から令和 7 年 2 月 21 日までとする。
- (4) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10% に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望単価の 110 分の 100 に相当する金額を入札内訳書に記載すること。

3 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 4～令和 7 年度札幌市競争入札参加資格者名簿において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「計量証明業」または「その他サービス業」に登録されている事業者であること。ただし、本店または支店が札幌市内にあること。
- (3) 本業務履行にあたり、以下のアを有する者を 1 名、ア・イのいずれかを有する者を 1 名の計 2 名を従事させることが出来ること。
 - ア 特定建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書
※「建築物石綿含有建材調査者講習会登録規定」（平成 30 年厚生労働省・国土交通省・環境省告示第 1 号）附則第 1 条に基づく特定建築物石綿含有建材調査者も可とする。
 - イ 一般建築物石綿含有建材調査者講習修了証明書
- (4) 会社更生法による更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続き開始の申立てがなされている者（手続き開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (5) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加の停止措置を受けている期間中でないこと。

4 入札参加条件

- (1) この入札に参加を希望する者は、入札説明書に示す書類（別紙「一般競争入札参加資格確認申請書」及び上記 3 (3) に定める証明書の写し）を下記のとおり提出すること。なお、開札日の前日までの間において、当該書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- (2) 提出場所
上記 1 に同じ
- (3) 資格書類提出期限
令和 6 年 5 月 2 日（木）15 時 00 分（必着とする。）

5 入札書の提出場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記1に同じ

また、入札説明書は札幌市都市局建築指導部ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

【ホームページ URL】

<https://www.city.sapporo.jp/toshi/k-shido/keiyaku/240510ippankyousounyuusatu.html>

- (2) 入札書提出期限及び場所

令和6年5月10日（金）10時00分（必着とする。）

上記1に同じ

- (3) 開札日時及び場所

令和6年5月10日（金）10時00分

※入札者を一堂に会して行う入札ではないので注意すること。

上記1に同じ

- (4) 入札書の提出方法

上記(2)の指定日時までに、送付又は持参にて提出すること。

6 入札手続等

- (1) 入札保証金 免除

- (2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の1年間に相当する額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに、納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金を免除することができる。

- (3) 入札の無効

本告示に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関わる条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

- (4) 契約書作成の要否 要

- (5) 最低制限価格の設定 無

- (6) 落札者の決定方法等

札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。

- (7) 詳細は入札説明書による。